

令和5年度第44回東京都トラック協会 ドライバー・コンテスト採点及び表彰基準

1. 競技会の採点配分基準

- (1) 学科競技得点
学科競技の得点は、400点を満点とし、減点方式により採点する。
- (2) 実科競技得点
実科競技の得点は、600点を満点とし、減点方式により採点する。
- (3) 総合得点
学科競技得点に、実科競技得点を加算した合計得点とする。
- (4) 総合順位
総合得点に表彰基準を加味して決定する。

2. 表彰基準

(1) 東京都知事賞（個人） 1名

東京都トラック協会（以下、東ト協）ドライバー・コンテスト検討小委員会は、次の審査基準により審査のうえ協会長に具申し、協会長が東京都に推薦する。

- ① 一般部門（2トン、4トン及び11トン）、トレーラ部門及び女性部門の各優勝者のうち、最優秀者と認められること。
- ② 競技日を起算日とし、過去3年以上人身事故を起こしたことがなく、かつ過去1年以上無事故・無違反であること。
- ③ 過去に当コンテストの東京都知事賞（以下、都知事賞）を受賞していないこと。
- ④ 都知事賞を贈呈されるにふさわしいと認められる者であること。
- ⑤ 各部門の優勝者に複数の同点者がある場合は、係数の高い者を最優秀者とする。
- ⑥ 係数は、「年齢×現勤務先勤続年数×無事故・無違反年数」により算出する。
- ⑦ 係数が同数の場合には、高年齢者（同年齢者の場合は誕生日が先の者）を最優秀者とする。
- ⑧ 年齢、年数等は、実科競技日を起算日として算出し、次の資料を使用する。
 - 1) 本人が提出した「参加申込書」の内容
 - 2) 自動車安全運転センター発行の「無事故・無違反証明書」の内容

(2) 警視庁交通部長賞（個人） 5名

一般部門（2トン、4トン及び11トン）、トレーラ部門及び女性部門から次の審査基準を満たした者の各1名を推薦する。

- ① 各部門の最高得点者。
- ② 同一部門に、複数の同点者がある場合は、上記2. (1)の審査基準の係数による決定方法を準用して上位者を決定する。

(3) 東京都トラック協会長賞（個人） 25名

- ① 各部門上位5名を入賞者とする。
- ② 同一部門に、複数の同点者がある場合は、上記2. (1)の審査基準の係数による決定方法を準用して上位者を決定する。

(4) 東京都トラック協会 中小企業最優秀者賞（個人） 1名

- ① 全部門を通じた中小企業参加者のうち最高得点者とする。
- ② 複数の同点者がある場合は、上記2.(1)の審査基準の係数による決定方法を準用して上位者を決定する。
- ③ 中小企業参加者の定義は、2トン部門の参加資格を準用する。

(5) 関東運輸局東京運輸支局長賞（事業所） 1社

全部門を通じて最優秀者を輩出した事業所とする。

(6) 関東交通共済協同組合長・東京自動車販売協会賞（事業所） 1社

全部門を通じて最優秀者を輩出した事業所とする。

(7) 参加賞（実科競技進出者）

各部門4位以下の実科競技出場選手に贈呈する。

3. 表彰基準の準用

表彰基準の「同点者がある場合の係数等による上位者の決定方法」は、学科競技上位入賞者の判定を準用する。

4. 全国大会推薦等の審査

東京都代表選手の出場推薦日において、過去3年間人身事故を起こしたことがなく、かつ過去1年間無事故・無違反であり、下記の全国大会の出場資格事項及び制限事項の全てに該当しない者を推薦する。

- (1) 過去に各部門で優勝した者
- (2) 内閣官房長官賞(旧総務庁長官賞)受賞者
- (3) 各部門を通じて2回出場している者
 - ※ ただし、第32回(平成12年度)以前にトレーラ又は女性部門に出場した回数は含まない。
- (4) 女性部門を除き、同一事業者からの出場は1名限りとする。
- (5) 全国大会では2トン部門がないため、推薦除外とする。
- (6) 東京都代表選手の出場推薦日から全国大会競技当日の間に事故を起こした者及び違反を犯した者の処遇等は、全日本トラック協会の判断に委ねる。